

✚ 貨物概要

イリジウムを活性物質として使用した担体付き触媒

成分：イリジウム（活性物質）、アルミナ（担体）

形状：粒状

用途：人工衛星の姿勢制御ロケットエンジン用

✚ 分類

関税率表第 3815.12 号（統計番号 3815.12-220）の担体付き触媒

✚ 分類理由

イリジウムは関税率表第 71 類における貴金属に該当しますが、同表第 71 類注 3(d)の規定により担体付き触媒は同表第 71 類には分類されないことから、本品は、上記のとおり分類されます。

なお、同表第 38.15 項の細分（統計番号 3815.12-100）における「白金触媒」には、白金以外の白金族元素（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウム）を活性物質として使用した触媒は含まれません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）